

# T&M通信

～税務と経営～

## 2018年7月号

### 今月の経営チェックポイント✓

- 7月、8月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 祇園祭 山鉾巡行は、前祭りが7月17日（火）、後祭りが7月24日（火）です。7月10日～28日まで中京区・下京区の四条通り周辺において交通規制がありますので、お気をつけ下さい。



### 納税期限スケジュール

- 源泉所得税（納期特例申請済の事業者方の場合）は1月～6月分の納付は7月10日までです。
- 所得税予定納税の減額承認申請は7月17日までです。
- 所得税予定納税第1期分の納付は7月31日までです。
- 固定資産税及び都市計画税第2期分の納付は7月31日までです。
- 労働保険の年度更新（概算・確定）申告・納付は7月10日までです。
- 社会保険の報酬月額算定基礎届の提出は7月10日までです。

## 着眼点 「今年の税制改正」

税理士 田中 彰

今年も7月に入りました。半年が終わりましたが、皆さまが年初に建てられた目標についての達成度合いはいかがですか。私は腹囲の引締めなど今年こそはと決めた目標が未だ達成されていません。仕事においても事務所改革の道筋を決める年にしたいと考えていますが、まだ試行錯誤の途中です。あと半年間で、目標を達成するよう頑張りたいと思います。

7月3日の早朝、サッカーの世界カップロシア大会で、日本はベルギーに敗れベスト16に終わりました。しかし、日本チームの前評判は高くなく、決勝リーグの進出も絶望視されていた中で見事な戦いであったと思います。この監督や選手から学んだことは、周りの評価がどうであれ、勝つために今の自分と相手を最大限に分析して試合に臨み、後は精一杯努力する姿でありました。仕事や人生においても活かしたいものです。

さて、3月28日の参議院で、平成30年度の税制改正関連法案が可決成立しました。本年度の税制改正の骨子は「生産性革命」と「人づくり革命」ということです。「革命」とは不穏当な感じがしますが、政府の決意のほどをアピールしたかったのでしょう。企業向けの税制では、経済再生の実現に向け、賃上げや

設備投資を後押しする措置が講じられました。特に中小企業の世代交代を促進する事業承継税制について10年間の特例措置が設けられました。

個人所得税に関しては、働き方の多様性を認める「働き方改革」を促進する観点から、基礎控除を10万円引き上げたうえで給与所得控除や公的年金控除が10万円引き下げられました。また給与所得ベースで850万円以上の高所得者については課税が重くなります。

また、観光立国実現に向けた国際観光旅客税が創設され、地方創生に向けた地方拠点強化税制の見直しが行われました。その他、経済社会の国際化・ICT（Information and Communication Technology）化を踏まえた国際課税の見直しや納税環境整備、たばこ税の見直しが行われました。AI（人工知能）やIT（情報技術）の活用は、今や国を挙げての推進課題であり、税制の世界にも様々な影響を及ぼすようになりました。

税制改正等についてご不明な点があれば何なりとご質問ください。

## ●労働保険料の申告時期になりました

毎年7月10日は労働保険料の申告と納付です。

労働保険料は雇用保険と労災保険を合わせたものをいいます。平成30年の雇用保険料率は前年同様、一般事業が0.9%、建設業1.2%、農水産業清酒製造業1.1%です。労災保険料率は過去3年間の災害発生状況などを考慮し、3年ごとに改定され、今年は全業種平均で0.2/1000下がりました。（引上げ3業種、据置き31業種、引下げ20業種）

このように災害が発生すると全体的に保険料率の見直しに影響します。もちろんどの事業所においても、災害はあってはならないのですが。

これを機に職場の環境見直しなど、災害発生のない職場作りをお考えください。

（文責：中澤 里美）

## ●軽減税率補助金に関わる詐欺にご注意ください

来年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて『軽減税率対策補助金制度』が設けられています。軽減税率制度の実施に伴い、中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助するものです。最近、公的機関の職員を装い補助金の説明をした後、レジ購入を勧誘する事例が発生しているそうです。

例えば、「〇〇県軽減税率対策課」を名乗る人物から電話があり、補助金の説明・レジ購入の案内があったため不審に感じた事業者が県に問い合わせ、そのような課が存在しないことが判明したケースや、補助金でお金が戻ってくると説明されて高額な契約を結んでしまったケースもあるとのこと。軽減税率対策補助金事務局は「公的機関がレジスター購入を持ち掛けることはあり得ません」と注意喚起をしています。

こちらの補助金は、レジが補助金対象だからといってどんな店舗でもすべからく適用されるべきものではありません。また、補助対象期間も定められており、条件を満たす方だけが受け取ることができる補助金です。皆様もくれぐれもご注意ください。

（文責：田中 ひとみ）